

美祢市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市犯罪被害者等支援条例（令和5年美祢市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、犯罪行為により被害を受けた市民の支援に資するため、犯罪被害者等に対し行う見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、条例第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。ただし、当該行為について、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できるものに限る。

(2) 重傷病 負傷又は疾病であつて、その療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上以上の入院が必要な状態（その疾病が精神疾患である場合にあつては、通算3日以上労務に服することができない状態を含む。）であると医師に診断されたものをいう。

(3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。

(遺族見舞金の支給対象)

第4条 前条第1項第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）であつて、犯罪被害者の死亡の時において、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 当該犯罪被害者が当該犯罪行為の発生時において、本市の住民基本台帳に記録されていたこと。

(2) 当該第1順位遺族が当該犯罪行為の発生時から引き続き本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、当該犯罪被害に起因するやむを得ない事情により市外に転出した場合において、その事情に相当の理由があると市長が認めるときは、引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものとみなす。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項第 3 号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該イ及びウに掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、これらの者は、そのうちの 1 人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対する支給は、当該第 1 順位遺族全員に対して行ったものとみなす。

（重傷病見舞金の支給対象）

第 5 条 第 3 条第 2 項の重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重症病を負った者で、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から第 9 条の規定による申請を行う時まで引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、当該犯罪被害に起因するやむを得ない事情により市外に転出した場合において、その事情に相当の理由があると市長が認めるときは、引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものとみなす。

（見舞金の支給の制限）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第 1 順位遺族（第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があつたとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第 1 順位遺族に次のいずれかに該当する行為があつたとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第 1 順位遺族に次のいずれかに該当する事由があつたとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、見舞金を支給する。

(見舞金の支給の額の調整)

第 7 条 この告示に定める見舞金と同種の見舞金を、他の地方公共団体から支給を受けた（又は、受けようとする）場合の見舞金の額は、本市が支給する見舞金の額から他の地方公共団体から支給を受けた（又は、受けようとする）見舞金の額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第 8 条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、美祢市犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、特定の事実について公簿等で確認できるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者が市内に住所を有していたことを証明することができる住民票の写しその他の証明書

(3) 申請者が市内に住所を有していることを証明することができる住民票の写しその他の証明書（当該犯罪被害者に起因するやむを得ない事情により市外に転出した場合において、その事情に相当の理由がある場合は、その事実を認めることができる書類）

(4) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(6) 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第 1 順位遺族であることを証明することができる書類

(7) 申請者が第 4 条第 1 項第 3 号イに該当する者であるときは、犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(重傷病見舞金の支給申請)

第 9 条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、美祢市犯罪被害者等重傷病見舞金申請書（別記様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない

ない。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が傷害に該当することを証明することができるもの
- (2) 申請者が市内に住所を有していることを証明することができる住民票の写しその他の証明書（当該犯罪被害に起因するやむを得ない事情により市外に転出した場合において、その事情に相当の理由がある場合は、その事実を認めることができる書類）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支給申請の期限)

第10条 第8条及び前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から1年を経過したときは行うことができない。ただし、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合で当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受ける場合にあっては、死亡した日から1年を経過したときは申請ができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により前項に規定する期間を経過する前に、第8条又は前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、申請をすることができる。

(見舞金の支給決定等)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、美祢市犯罪被害者等見舞金支給決定・申請却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第12条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、美祢市犯罪被害者等見舞金請求書（別記様式第4号）により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消し、既に支給した見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定を受けたとき。
- (2) 見舞金の支給の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、美祢市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（別記様式第5号）により、その旨を受給者に通知するものとする。

(報告等)

第14条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、この告示の施行の日以後に発生した犯罪被害について適用する。